

三鷹市全域(景観重点地区を除く。)の 景観づくりの基準に対する措置状況説明書 (建築物)

当該行為における景観づくりに関する考え方		
記載欄		
項目	景観づくりの基準	チェック欄
配置	周辺が既存の樹林等の場合は、連続したオープンスペースを設け、緑の連続性に配慮する。	配慮事項
	道路などの公共空間と連続したオープンスペースの確保など、公共空間との関係に配慮した配置とする。	配慮事項
	壁面等の位置の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、周辺のまち並みに配慮した配置とする。	配慮事項
	敷地内や周辺に歴史的な資源や残すべき自然などがある場合は、これらを生かした建築物の配置とする。	配慮事項
	周辺が農地の場合、通風や日照など、営農環境に配慮した配置を工夫する。	配慮事項
高さ・規模	周辺の主要な眺望点（道路、河川及び公園など）からの見え方を検討し、高さは、周辺の建築物群のスカイラインとの調和を図る。	配慮事項
形態・意匠・色彩	形態・意匠は、建築物自体のバランスだけでなく、周辺の緑やまち並みと調和を図る。	配慮事項
	外壁は、長大な壁面を避けるなど、圧迫感の軽減を図る。	

	<p>色彩は、別表1に定める色彩基準に適合するとともに、周辺の緑やまち並みとの調和を図る。</p>	<p>配慮事項</p>
	<p>屋根・屋上等に設備等がある場合は、建築物と一体的に計画するなど、周囲からの見え方に配慮する。</p>	<p>配慮事項</p>
	<p>建築物に附帯する構造物や設備等は、建築物本体との調和を図る。</p>	<p>配慮事項</p>
	<p>周辺に歴史・文化資源等がある場合、形態・意匠・色彩に配慮する。</p>	<p>配慮事項</p>
<p>公開空地・外構・緑化等</p>	<p>隣接するオープンスペースとの連続性を確保する。</p>	<p>配慮事項</p>
	<p>敷地内は、できる限り緑化を図り、周辺の緑と連続させる。また、屋上や壁面の緑化を積極的に検討する。</p>	<p>配慮事項</p>
	<p>緑化にあたっては、地域の植生に調和した樹種の選定をするとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。</p>	<p>配慮事項</p>
	<p>塀や柵は、できる限り生け垣等とする。特に、河川・水路沿いの敷地や農地においては、境界の緑化を図り、緑を感じさせる外構とする。</p>	<p>配慮事項</p>
	<p>周囲の環境に応じた夜間の景観を検討し、それに応じた照明を行う。</p>	<p>配慮事項</p>
	<p>外構計画は、敷地内のデザインのみをとらえるのではなく、隣接する敷地や道路など、周辺のまち並みと調和を図った色調や素材とする。</p>	<p>配慮事項</p>
	<p>擁壁は、植栽可能な法面としたり、石積みや緑化ブロックなどの自然的材料の使用やコンクリート面に化粧目地を施すなど、壁面に柔らかな味を出すように工夫する。</p>	<p>配慮事項</p>
	<p>駐車場は、配置の工夫や周囲の植栽等での修景により、まち並みの中で目立たない工夫に努める。</p>	<p>配慮事項</p>

	<p>駐輪場は、植栽等で修景するなど、まち並みに配慮した目立たない工夫に努める。</p>	<p>配慮事項</p>
	<p>ごみ置き場は、建物の一部に組み込むか、建物と一体的なデザインにするなど、まち並みの中で目立たないように工夫する。</p>	<p>配慮事項</p>

三鷹市全域(景観重点地区を除く。)の 景観づくりの基準に対する措置状況説明書(工作物)

当該行為における景観づくりに関する考え方		
記載欄		
項目	景観づくりの基準	チェック欄
配置	計画敷地や周辺に寺社や記念碑などの歴史的資源や樹木などの残すべき自然がある場合は、これらの資源が周辺の公共施設(道路、河川及び公園)から眺望できるような配置とする。	配慮事項
高さ・規模	周囲の公園、道路、河川及びふれあいの里などから見たときに圧迫感を感じさせないような隣棟間隔を確保し、長大な壁面の工作物は避ける。	配慮事項
形態・意匠・色彩	色彩は、別表1に定める基準に適合するとともに、周辺の緑やまち並みとの調和を図る。	配慮事項
	周囲の公園、道路、河川及びふれあいの里などの主要な眺望点から見たときに、周辺の景観と調和した形態・意匠とする。	配慮事項
	擁壁や法面では、自然素材等の活用や壁面緑化等に配慮し、形態・意匠を工夫する。	配慮事項
外構等	地域性に応じて、適切な照明を使用する。	配慮事項

三鷹市全域(景観重点地区を除く。)の 景観づくりの基準に対する措置状況説明書（開発行為）

当該行為における景観づくりに関する考え方		
記載欄		
項目	景観づくりの基準	チェック欄
土地利用	電線類は、道路を整備する際に地中化の検討、目立たない場所への設置及び電柱の色彩の配慮などを工夫する。	配慮事項
	事業地内と周辺地域のオープンスペースが連続的なものとなるように計画するなど、周辺地域の土地利用と関連付けた土地利用計画とする。	配慮事項
	計画敷地内や周辺に寺社や記念碑などの歴史的資源や樹木などの残すべき自然がある場合は、これらを生かした計画とする。	配慮事項
	農地から土地利用を変更する際には、一部農地として活用したり、緑化を行うなど、景観の変化を抑えるように努める。	配慮事項
	区画割によって不整形な土地が生じる場合には、緑地や小広場として活用するなど、地域の良好な景観づくりを図る。	配慮事項
	事業地内の将来的なまちづくりのイメージを意識し、地区ごとにまとまりのある計画とする。	配慮事項
造成等	地形の大幅な改変を避け、長大な擁壁や法面などが出現しないようにする。	配慮事項
	擁壁や法面では、自然素材等の活用や壁面緑化などに配慮し、圧迫感の軽減を図る。	配慮事項
緑化	緑化にあたっては、地域の植生に調和した樹種を選定する。	配慮事項

三鷹市全域(景観重点地区を除く。)の景観づくりの基準に対する 措置状況説明書(土地の開墾、土石等の堆積)

当該行為における景観づくりに関する考え方		
記載欄		
項目	景観づくりの基準	チェック欄
造成等	地形の大幅な改変を避け、長大な擁壁や法面などが出現しないようにする。	配慮事項
	埋立て等の最高高さが周囲の台地部の最高高さを超えないようにする。	配慮事項
	擁壁や法面では、壁面緑化等を行うことにより、圧迫感の軽減を図る。	配慮事項
緑化	造成後の事業地は、緑化を行うなど、できる限り原状に戻す措置を行い、事業地内外の緑が、周辺市街地の緑、公園及び散策路と一体となる緑のネットワークが形成できる計画とする。	配慮事項
	緑化にあたっては、周辺の植生に調和した樹種等による緑化を行う。	配慮事項
堆積	敷地内における、堆積の場所を周辺の景観に配慮する。	配慮事項

大沢の里重点地区及び国分寺崖線重点地区の 景観づくりの基準に対する措置状況説明書（建築物）

当該行為における景観づくりに関する考え方		
記載欄		
項目	景観づくりの基準	チェック欄
配置	周辺が崖線の樹林等の場合は、連続したオープンスペースを設け、緑の連続性に配慮する。	配慮事項
	道路などの公共空間と連続したオープンスペースの確保など、公共空間との関係に配慮した配置とする。	配慮事項
	壁面等の位置の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、周辺のまち並みに配慮した配置とする。	配慮事項
	敷地内や周辺に歴史的な資源や残すべき自然がある場合には、これらを生かした建築物の配置とする。	配慮事項
	周辺が農地の場合、通風や日照など、営農環境に配慮した配置を工夫する。	配慮事項
高さ・規模	高さは、崖線の緑や周辺建築物群のスカイラインとの調和を図り、著しく突出した高さの建築物は避ける。特に崖線の樹木に隣接する敷地では、崖線の低地部から見たときに、崖線の台地部の樹木の最高高さを超えないよう工夫する。	配慮事項
	国分寺崖線や野川との調和、周辺の道路、大沢の里などからの見え方や眺望及び農地への日照に配慮した高さ・規模とする。	配慮事項
形態	形態・意匠は、建築物自体のバランスだけでなく、国分寺崖線の緑や周辺のまち並みとの調和を図る。	配慮事項

<p>・ 意匠</p> <p>・ 色彩</p>	<p>国分寺崖線や大沢の里の自然環境への日照や通風などに配慮した形態とする。</p>	<p>配慮事項</p>
	<p>外壁は、長大な壁面を避けるなど、圧迫感の軽減を図る。</p>	<p>配慮事項</p>
	<p>色彩は、別表1に定める色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。</p>	<p>配慮事項</p>
	<p>屋根・屋上等に設備等がある場合は、建築物と一体的に計画するなど、周囲からの見え方に配慮する。</p>	<p>配慮事項</p>
	<p>建築物に附帯する構造物や設備等は、建築物本体との調和を図る。</p>	<p>配慮事項</p>
	<p>周辺に歴史・文化資源等がある場合、形態・意匠・色彩に配慮する。</p>	<p>配慮事項</p>
<p>公開空地・外構・緑化等</p>	<p>国分寺崖線への日照や開放感のある視界の確保に配慮し、オープンスペースを確保する。また、隣接するオープンスペースとの連続性を確保する。</p>	<p>配慮事項</p>
	<p>敷地内は、できる限り緑化を図り、周辺の緑と連続させる。また、屋上や壁面の緑化を積極的に検討する。</p>	<p>配慮事項</p>
	<p>緑化にあたっては、崖線の植生に調和した樹種を選定するとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。</p>	<p>配慮事項</p>
	<p>敷地内に湧水などの水辺がある場合は、これらを生かした空間を形成するとともに保全を図る。</p>	<p>配慮事項</p>
	<p>塀や柵等は、できる限り生け垣等とする。特に、河川・水路沿いの敷地や農地においては、境界の緑化を図り、緑を感じさせる外構とする。</p>	<p>配慮事項</p>
	<p>夜間のまち並みを落ち着きあるものにするため、過度な照明を使用しない。</p>	<p>配慮事項</p>

<p>外構計画は、敷地内のデザインのみをとらえるのではなく、隣接する敷地や道路など、周辺のまち並みと調和を図った色調や素材とする。</p>	<p>配慮事項</p>
<p>擁壁は、植栽可能な法面としたり、石積みや緑化ブロックなどの自然的材料の使用やコンクリート面に化粧目地を施すなど、壁面に柔らかな味を出すように工夫する。</p>	<p>配慮事項</p>
<p>駐車場は、配置の工夫や周囲の植栽等での修景により、まち並みの中で目立たない工夫に努める。</p>	<p>配慮事項</p>
<p>駐輪場は、植栽等で修景するなど、まち並みに配慮した工夫に努める。</p>	<p>配慮事項</p>
<p>ごみ置き場は、建物の一部に組み込むか、建物と一体的なデザインにするなど、まち並みの中で目立たないように工夫する。</p>	<p>配慮事項</p>
<p>崖線の斜面地及び頭頂部の既存樹木は、極力残すとともに活用を図り、緑の連続性や調和に配慮する。</p>	<p>配慮事項</p>

大沢の里重点地区及び国分寺崖線重点地区の 景観づくりの基準に対する措置状況説明書（工作物）

当該行為における景観づくりに関する考え方		
記載欄		
項目	景観づくりの基準	チェック欄
配置	計画敷地や周辺に寺社や記念碑などの歴史的資源や樹木などの残すべき自然がある場合は、これらの資源が周辺の公共施設（道路、河川及び公園など）から眺望できるような配置とする。	配慮事項
	周辺の建築物群のスカイラインとの調和を図り、崖線の台地部の高さから著しく突出した高さの工作物は避ける。	配慮事項
高さ・規模	崖線の低地部から崖線の緑が眺望できるような配置や規模とし、崖線の連続性を確保する。	配慮事項
	周辺の建築物群のスカイラインとの調和を図り、崖線の台地部の高さから著しく突出した高さの工作物は避ける。	配慮事項
形態・意匠・色彩	色彩は、別表1に定める色彩基準に適合するとともに、周辺の緑やまち並みとの調和を図る。	配慮事項
	崖線の低地部から見たときに、崖線の緑や周辺の建築物と調和する形態・意匠とする。	配慮事項
	擁壁や法面では、自然素材等の活用や壁面緑化等に配慮し、形態・意匠を工夫する。	配慮事項
外構・緑化等	夜間のまち並みを落ち着きあるものにするため、過度な照明を使用しない。	配慮事項
	緑化を行うにあたっては、崖線の植生に調和した樹種を選定し、崖線の景観づくりに寄与すること。また、植樹は、崖線の台地側から見たときに工作物への視界を遮るような配置とする。	配慮事項
	敷地内や屋上・壁面の緑化を推進し、緑の連続性を確保する。	配慮事項

大沢の里重点地区及び国分寺崖線重点地区の 景観づくりの基準に対する措置状況説明書（開発行為）

当該行為における景観づくりに関する考え方		
記載欄		
項目	景観づくりの基準	チェック欄
土地利用	電線類は、道路を整備する際に地中化の検討、目立たない場所への設置及び電柱の色彩の配慮などを工夫する。	配慮事項
	事業地内のオープンスペースは、崖線の緑と連続する配置とする。	配慮事項
	計画敷地内や周辺に寺社や記念碑などの歴史的資源や樹木などの残すべき自然がある場合は、これらを生かした計画とする。	配慮事項
	農地から土地利用を変更する際には、一部農地として活用したり、緑化を行うなど、景観の変化を抑えるように努める。	配慮事項
	区画割によって不整形な土地が生じる場合には、緑地や小広場として活用するなど、地域の良好な景観づくりを図る。	配慮事項
	事業地内外の緑が、崖線、周辺市街地の緑、公園及び散策路と一体となる緑のネットワークが形成できる計画とする。	配慮事項
	野川への歩行者の動線を確保する。	配慮事項
	区画は、建築物等の配置が野川からの見え方を配慮したものとする。	配慮事項
造成等	崖線の大幅な改変を避け、長大な擁壁や法面等が出現しないようにする。	配慮事項

	<p>擁壁や法面では、自然素材等の活用や壁面緑化などに配慮し、圧迫感の軽減を図る。</p>	<p>配慮事項</p>
<p>緑化</p>	<p>緑化にあたっては、崖線の植生に調和した樹種を選定する。</p>	<p>配慮事項</p>
	<p>事業地内は、できる限り緑化を図り、周辺や崖線の景観との調和を図り、潤いのある空間を創出する。</p>	<p>配慮事項</p>

大沢の里重点地区及び国分寺崖線重点地区の景観づくりの 基準に対する措置状況説明書（土地の開墾、土石等の堆積）

当該行為における景観づくりに関する考え方		
記載欄		
項目	景観づくりの基準	チェック欄
造成等	事業地内外の緑が、崖線、周辺市街地の緑、公園及び散策路と一体となる緑のネットワークが形成できる計画とする。	配慮事項
	崖線の大幅な改変を避け、長大な擁壁や法面等が出現しないようにする。	配慮事項
	埋立て等の最高高さが崖線の台地部の最高高さを超えないようにする。	配慮事項
	崖線斜面での造成等は、できる限り避ける。やむを得ず、崖線斜面で造成等を行う場合は、法面緑化などの修景を行う。	配慮事項
緑化	事業地内は、できる限り緑化を図り、周辺のまち並みや崖線の景観との調和を図り、潤いある空間を創出する。	配慮事項
	緑化にあたっては、崖線の植生と調和した樹種を選定する。	配慮事項
堆積	敷地内における、堆積の場所を周辺の景観に配慮する。	配慮事項

牟礼の里重点地区及び玉川上水重点地区の 景観づくりの基準に対する措置状況説明書（建築物）

当該行為における景観づくりに関する考え方		
記載欄		
項目	景観づくりの基準	チェック欄
配置	玉川上水沿いの自然環境に対して、通風、日照及び開放性に配慮したオープンスペースを確保し、玉川上水の緑を周辺のまちから見通すことができるよう、視界の確保や緑の連続性に配慮する。	配慮事項
	道路などの公共空間と連続したオープンスペースの確保など、公共空間との関係に配慮した配置とする。特に風の散歩道の沿道においては配慮する。特に玉川上水からの見え方に配慮した配置とする。	配慮事項
	壁面等の位置の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、周辺のまち並みに配慮した配置とする。	配慮事項
	敷地内や周辺に歴史的な資源や残すべき自然がある場合には、これらを生かした建築物の配置とする。	配慮事項
	周辺が農地の場合、通風や日照など、営農環境に配慮した配置を工夫する。	配慮事項
高さ・規模	高さは、周辺の建築物群のスカイラインとの調和を図り、著しく突出した高さの建築物は避ける。特に、玉川上水や緑道の樹木と隣接する敷地では、玉川上水や緑道に面する建築物の高さが、玉川上水や緑道の樹木の最高高さを超えないよう工夫する。	配慮事項
	玉川上水との調和、周辺の道路、牟礼の里などからの見え方や眺望及び農地への日照に配慮した高さ・規模とする。	配慮事項
形態	形態・意匠は、建築物自体のバランスだけでなく、牟礼の里や玉川上水の自然環境や周辺のまち並みとの調和を図る。	配慮事項

・意匠・色彩	<p>玉川上水や牟礼の里の自然環境への日照や通風などに配慮した形態とする。</p>	<p>配慮事項</p>
	<p>外壁は、牟礼の里、玉川上水及び緑道に面する壁面を分節化するなど、長大な壁面を避け、圧迫感の軽減を図る。</p>	<p>配慮事項</p>
	<p>色彩は、別表1に定める色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。</p>	<p>配慮事項</p>
	<p>屋根・屋上等に設備等がある場合は、建築物と一体的に計画するなど、周囲からの見え方に配慮する。</p>	<p>配慮事項</p>
	<p>建築物に附帯する構造物や設備等は、建築物本体との調和を図る。</p>	<p>配慮事項</p>
	<p>周辺に歴史・文化資源等がある場合、形態・意匠・色彩に配慮する。</p>	<p>配慮事項</p>
公開空地・外構・緑化等	<p>牟礼の里や玉川上水沿いにオープンスペースを確保し、隣接するオープンスペースとの連続性を持たせる。</p>	<p>配慮事項</p>
	<p>敷地内は、できる限り緑化を図り、周辺の緑と連続させる。また、屋上や壁面の緑化を積極的に検討する。</p>	<p>配慮事項</p>
	<p>緑化にあたっては、武蔵野の緑に調和した樹種を選定するとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。</p>	<p>配慮事項</p>
	<p>敷地内に自然の水面や湧水がある場合は、それらを生かした計画とする。</p>	<p>配慮事項</p>
	<p>塀や柵等は、できる限り生け垣等とする。特に、玉川上水・水路沿いの敷地や農地においては、境界の緑化を図り、緑を感じさせる外構とする。</p>	<p>配慮事項</p>
	<p>夜間のまち並みを落ち着きあるものにするため、過度な照明を使用しない。</p>	<p>配慮事項</p>

<p>外構計画は、敷地内のデザインのみをとらえるのではなく、隣接する敷地や道路など、周辺のまち並みと調和を図った色調や素材とする</p>	<p>配慮事項</p>
<p>擁壁は、植栽可能な法面としたり、石積みや緑化ブロックなどの自然的材料の使用やコンクリート面に化粧目地を施すなど、壁面に柔らかな味を出すように工夫する。</p>	<p>配慮事項</p>
<p>駐車場は、配置の工夫や周囲の植栽等での修景により、まち並みの中で目立たない工夫に努める。</p>	<p>配慮事項</p>
<p>駐輪場は、植栽等で修景するなど、まち並みに配慮した工夫に努める。</p>	<p>配慮事項</p>
<p>ごみ置き場は、建物の一部に組み込むか、建物と一体的なデザインにするなど、まち並みの中で目立たないように工夫する。</p>	<p>配慮事項</p>

牟礼の里重点地区及び玉川上水重点地区の 景観づくりの基準に対する措置状況説明書（工作物）

当該行為における景観づくりに関する考え方		
記載欄		
項目	景観づくりの基準	チェック欄
配置	計画敷地や周辺に寺社や記念碑などの歴史的資源や樹木などの残すべき自然がある場合は、これらの資源が周辺の公共施設（道路、河川及び公園）から眺望できるような配置とする。	配慮事項
高さ・規模	牟礼の里、玉川上水などの緑道、隣接する公園及び緑地等から見たときに、圧迫感を感じさせないように、長大な壁面の工作物は避ける。	配慮事項
形態・意匠・色彩	色彩は、別表1に定める色彩基準に適合するとともに、周辺の緑やまち並みとの調和を図る。	配慮事項
	牟礼の里、玉川上水の緑道、隣接する公園及び緑地などからの見え方に配慮し、玉川上水の緑豊かな自然環境と調和する落ち着いた形態・意匠とする。	配慮事項
	擁壁や法面では、自然素材等の活用や壁面緑化等に配慮し、形態・意匠を工夫する。	配慮事項
緑化等	夜間のまち並みを落ち着きあるものにするため、過度な照明を使用しない。	配慮事項
	緑化を行うにあたっては、武蔵野の緑の植生に調和した樹種を選定し、玉川上水や牟礼の里の景観づくりに寄与すること。	配慮事項
	敷地内や屋上・壁面の緑化を推進し、緑の連続性を確保する。	配慮事項

牟礼の里重点地区及び玉川上水重点地区の景観づくりの 基準に対する措置状況説明書（開発行為等）

当該行為における景観づくりに関する考え方

記載欄

項目	景観づくりの基準	チェック欄
土地利用	電線類は、道路を整備する際に地中化の検討、目立たない場所への設置及び電柱の色彩の配慮などを工夫する。	配慮事項
	区画は、オープンスペースや緑地が玉川上水沿いのオープンスペースと連続的なものとなるようにする。	配慮事項
	計画敷地内や周辺に寺社や記念碑などの歴史的資源や樹木などの残すべき自然がある場合は、これらを生かした計画とする。	配慮事項
	農地から土地利用を変更する際には、一部農地として活用したり、緑化を行うなど、景観の変化を抑えるように努める。	配慮事項
	区画割によって不整形な土地が生じる場合には、緑地や小広場として活用するなど、地域の良好な景観づくりを図る。	配慮事項
	玉川上水への歩行者の動線を確保する。	配慮事項
	区画は、建築物等の配置が玉川上水からの見え方を配慮したものとする。	配慮事項
造成等	地形の大幅な改変を避け、長大な擁壁や法面などが出現しないようにする。	配慮事項
	擁壁や法面では、自然素材等の活用や壁面緑化などに配慮し、圧迫感の軽減を図る。	配慮事項

緑化	緑化にあたっては、武蔵野の緑に調和した樹種を選定する。	配慮事項
	事業地内は、できる限り緑化を図り、周辺の景観との調和を図り、潤いのある空間を創出する。	配慮事項

牟礼の里重点地区及び玉川上水重点地区の景観づくりの 基準に対する措置状況説明書（土地の開墾、土石等の堆積）

当該行為における景観づくりに関する考え方		
記載欄		
項目	景観づくりの基準	チェック欄
造成等	地形の大幅な改変を避け、長大な擁壁や法面などが出現しないようにする。	配慮事項
	埋立て等の最高高さが周囲の台地部の最高高さを超えないようにする。	配慮事項
	擁壁や法面では、壁面緑化等を行うことにより、圧迫感の軽減を図る。	配慮事項
緑化	造成後の事業地は、緑化を行うなど、できる限り原状に戻す措置を行い、事業地内外の緑が、周辺の公園、緑地等や散策路と一体となる緑のネットワークが形成できる計画とする。	配慮事項
	緑化にあたっては、周辺の植生に調和した樹種等による緑化を行う。	配慮事項
堆積	敷地内における、堆積の場所を周辺の景観に配慮する。	配慮事項

丸池の里重点地区の景観づくりの 基準に対する措置状況説明書（建築物）

当該行為における景観づくりに関する考え方		
記載欄		
項目	景観づくりの基準	チェック欄
配置	周辺が既存の樹林等の場合は、連続したオープンスペースを設け、緑の連続性に配慮する。	配慮事項
	道路などの公共空間と連続したオープンスペースの確保など、公共空間との関係に配慮した配置とする。	配慮事項
	壁面等の位置の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、周辺のまち並みに配慮した配置とする。	配慮事項
	敷地内や周辺に歴史的な資源や残すべき自然がある場合には、これらを生かした建築物の配置とする。	配慮事項
	周辺が農地の場合、通風や日照など、営農環境に配慮した配置を工夫する。	配慮事項
高さ・規模	高さは、周辺の建築物群のスカイラインとの調和を図り、著しく突出した高さの建築物は避ける。	配慮事項
	仙川との調和、周辺の道路及び丸池の里などからの見え方や眺望及び農地への日照に配慮した高さ・規模とする。	配慮事項
形態	形態・意匠は、建築物自体のバランスだけでなく、丸池の里や仙川の自然環境や周辺のまち並みとの調和を図る。	配慮事項

<p>・意匠 ・色彩</p>	丸池の里の自然環境への日照や通風などに配慮した形態とする。	配慮事項
	外壁は、丸池の里や仙川の遊歩道に面する壁面を分節化するなど、長大な壁面を避け、圧迫感の軽減を図る。	配慮事項
	色彩は、別表1に定める色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。	配慮事項
	屋根・屋上等に設備等がある場合は、建築物と一体的に計画するなど、周囲からの見え方に配慮する。	配慮事項
	建築物に附帯する構造物や設備等は、建築物本体との調和を図る。	配慮事項
	周辺に歴史・文化資源等がある場合、形態・意匠・色彩に配慮する。	配慮事項
<p>公開空地・外構・緑化等</p>	丸池の里や仙川沿いにオープンスペースを確保し、隣接するオープンスペースとの連続性を持たせる。	配慮事項
	敷地内はできる限り緑化を図り、周辺の緑と連続させる。また、屋上や壁面の緑化を積極的に検討する。	配慮事項
	緑化にあたっては、武蔵野の緑に調和した樹種を選定するとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。	配慮事項
	塀や柵等は、できる限り生け垣等とする。特に、河川・水路沿いの敷地や農地においては、境界の緑化を図り、緑を感じさせる外構とする。	配慮事項
	夜間のまち並みを落ち着きあるものにするため、過度な照明を使用しない。	配慮事項
	外構計画は、敷地内のデザインのみをとらえるのではなく、隣接する敷地や道路など、周辺のまち並みと調和を図った色調や素材とする。	配慮事項

<p>擁壁は、植栽可能な法面としたり、石積みや緑化ブロックなどの自然的材料の使用やコンクリート面に化粧目地を施すなど、壁面に柔らかな味を出すように工夫する。</p>	<p>配慮事項</p>
<p>駐車場は、配置の工夫や周囲の植栽等での修景により、まち並みの中で目立たない工夫に努める。</p>	<p>配慮事項</p>
<p>駐輪場は植栽等で修景するなど、まち並みに配慮した工夫に努める。</p>	<p>配慮事項</p>
<p>ごみ置き場は、建物の一部に組み込むか、建物と一体的なデザインにするなど、まち並みの中で目立たないように工夫する。</p>	<p>配慮事項</p>

丸池の里重点地区の景観づくりの 基準に対する措置状況説明書（工作物）

当該行為における景観づくりに関する考え方		
記載欄		
項目	景観づくりの基準	チェック欄
配置	計画敷地や周辺に寺社や記念碑などの歴史的資源や樹木などの残すべき自然がある場合は、これらの資源が周辺の公共施設（道路、河川及び公園など）から眺望できるような配置とする。	配慮事項
高さ・規模	丸池の里、仙川の遊歩道、隣接する公園及び緑地等から見たときに、圧迫感を感じさせないように、長大な壁面の工作物は避ける。	配慮事項
形態・意匠・色彩	色彩は、別表1に定める色彩基準に適合するとともに、周辺の緑やまち並みとの調和を図る。	配慮事項
	丸池の里、仙川の遊歩道、隣接する公園及び緑地などからの見え方に配慮し、丸池の里の緑豊かな自然環境と調和する落ち着いた形態・意匠とする。	配慮事項
	擁壁や法面では、自然素材等の活用や壁面緑化等に配慮し、形態・意匠を工夫する。	配慮事項
緑化等	夜間のまち並みを落ち着きあるものにするため、過度な照明を使用しない。	配慮事項
	緑化を行うにあたっては、武蔵野の緑に調和した樹種を選定し、丸池の里や仙川の景観づくりに寄与すること。	配慮事項
	敷地内や屋上・壁面の緑化を推進し、緑の連続性を確保する。	配慮事項

丸池の里重点地区の景観づくりの 基準に対する措置状況説明書（開発行為）

当該行為における景観づくりに関する考え方		
記載欄		
項目	景観づくりの基準	チェック欄
土地利用	電線類は、道路を整備する際に地中化の検討、目立たない場所への設置及び電柱の色彩の配慮などを工夫する。	配慮事項
	区画は、オープンスペースや緑地が丸池の里や仙川沿いのオープンスペースと連続的なものとなるようにする。	配慮事項
	計画敷地内や周辺に寺社や記念碑などの歴史的資源や樹木などの残すべき自然がある場合は、これらを生かした計画とする。	配慮事項
	農地から土地利用を変更する際には、一部農地として活用したり、緑化を行うなど、景観の変化を抑えるように努める。	配慮事項
	区画割によって不整形な土地が生じる場合には、緑地や小広場として活用するなど、地域の良好な景観づくりを図る。	配慮事項
	丸池の里や仙川への歩行者の動線を確保する。	配慮事項
造成等	地形の大幅な改変を避け、長大な擁壁や法面などが出現しないようにする。	配慮事項
	擁壁や法面では、自然素材等の活用や壁面緑化などに配慮し、圧迫感の軽減を図る。	配慮事項
緑化	緑化にあたっては、武蔵野の緑に調和した樹種を選定する。	配慮事項
	事業地内はできる限り緑化を図り、周辺の景観との調和を図り、潤いのある空間を創出する。	配慮事項

丸池の里重点地区の景観づくりの 基準に対する措置状況説明書（土地の開墾、土石等の堆積）

当該行為における景観づくりに関する考え方		
記載欄		
項目	景観づくりの基準	チェック欄
造成等	地形の大幅な改変を避け、長大な擁壁や法面などが出現しないようにする。	配慮事項
	埋立て等の最高高さが周囲の台地部の最高高さを超えないようにする。	配慮事項
	擁壁や法面では、壁面緑化等を行うことにより、圧迫感の軽減を図る。	配慮事項
緑化	造成後の事業地は、緑化を行うなど、できる限り原状に戻す措置を行い、事業地内外の緑が、周辺の市街地の緑、公園及び散策路と一体となる緑のネットワークが形成できる計画とする。	配慮事項
	緑化にあたっては、周辺の植生に調和した樹種等による緑化を行う。	配慮事項
堆積	敷地内における、堆積の場所を周辺の景観に配慮する。	配慮事項

神田川重点地区の景観づくりの 基準に対する措置状況説明書（建築物）

当該行為における景観づくりに関する考え方		
記載欄		
項目	景観づくりの基準	チェック欄
配置	敷地が水域に接する場合は、水域側にオープンスペースを設け、圧迫感の軽減や緑の連続性に配慮する。	配慮事項
	道路などの公共空間と連続したオープンスペースの確保など、公共空間との関係に配慮した配置とする。特に神田川からの見え方に配慮した配置とする。	配慮事項
	壁面等の位置の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、周辺のまち並みに配慮した配置とする。	配慮事項
	敷地内や周辺に歴史的な資源や残すべき自然がある場合には、これらを生かした建築物の配置とする。	配慮事項
高さ・規模	高さは、周辺の建築物群のスカイラインとの調和を図り、著しく突出した高さの建築物は避ける。	配慮事項
	神田川沿いの遊歩道、橋梁、周辺の道路及び公園などからの見え方や眺望に配慮した高さ・規模とする。	配慮事項
形態	形態・意匠は、建築物自体のバランスだけでなく、水辺の自然環境や周辺のまち並みと調和を図る。	配慮事項
	神田川の自然環境への日照や通風などに配慮した形態とする。	配慮事項

<p>・意匠 ・色彩</p>	<p>外壁は、神田川に面して長大な壁面を避けるなど、圧迫感の軽減を図る。</p>	<p>配慮事項</p>
	<p>色彩は、別表1に定める色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。</p>	<p>配慮事項</p>
	<p>屋根・屋上等に設備等がある場合は、建築物と一体的に計画するなど、周囲からの見え方に配慮する。</p>	<p>配慮事項</p>
	<p>建築物に附帯する構造物や設備等は、建築物本体との調和を図る。</p>	<p>配慮事項</p>
	<p>周辺に歴史・文化資源等がある場合、形態・意匠・色彩に配慮する。</p>	<p>配慮事項</p>
<p>公開空地・外構・緑化等</p>	<p>神田川沿いにオープンスペースを確保し、隣接するオープンスペースと連続性を持たせる。</p>	<p>配慮事項</p>
	<p>敷地内は、できる限り緑化を図り、周辺の緑と連続させる。また、屋上や壁面の緑化を積極的に検討する。</p>	<p>配慮事項</p>
	<p>緑化にあたっては、川辺の環境に調和した樹種を選定し、周辺の景観との調和を図るとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。</p>	<p>配慮事項</p>
	<p>塀や柵等は、できる限り生け垣等とする。特に、河川・水路沿いの敷地や農地においては、境界の緑化を図り、緑を感じさせる外構とする。</p>	<p>配慮事項</p>
	<p>夜間のまち並みを落ち着きあるものにするため、過度な照明を使用しない。</p>	<p>配慮事項</p>
	<p>外構計画は、敷地内のデザインのみをとらえるのではなく、隣接する敷地や道路など、周辺のまち並みと調和を図った色調や素材とする。</p>	<p>配慮事項</p>
	<p>駐車場は、配置の工夫や周囲の植栽等での修景により、まち並みの中で目立たない工夫に努める。</p>	<p>配慮事項</p>

	<p>駐輪場は、植栽等で修景するなど、まち並みに配慮した工夫に努める。</p>	<p>配慮事項</p>
	<p>ごみ置き場は、建物の一部に組み込むか、建物と一体的なデザインにするなど、まち並みの中で目立たないように工夫する。</p>	<p>配慮事項</p>

神田川重点地区の景観づくりの 基準に対する措置状況説明書（工作物）

当該行為における景観づくりに関する考え方		
記載欄		
項目	景観づくりの基準	チェック欄
配置	計画敷地や周辺に寺社や記念碑などの歴史的資源や樹木などの残すべき自然がある場合は、これらの資源が周辺の公共施設（道路、河川及び公園など）から眺望できるような配置とする。	配慮事項
高さ・規模	神田川の遊歩道などから見たときに、圧迫感を感じさせないように、長大な壁面の工作物は避ける。	配慮事項
形態・意匠・色彩	色彩は、別表1に定める色彩基準に適合するとともに、周辺の緑やまち並みとの調和を図る。	配慮事項
	神田川の遊歩道、対岸及び橋梁などからの見え方に配慮し、水辺の自然環境や周辺のまち並みと調和した落ち着いた形態・意匠とする。	配慮事項
	擁壁や法面では、自然素材等の活用や壁面緑化等に配慮し、形態・意匠を工夫する。	配慮事項
外構等	夜間のまち並みを落ち着きあるものにするため、過度な照明を使用しない。	配慮事項

神田川重点地区の景観づくりの 基準に対する措置状況説明書（開発行為）

当該行為における景観づくりに関する考え方		
記載欄		
項目	景観づくりの基準	チェック欄
土地利用	電線類は、道路を整備する際に地中化の検討、目立たない場所への設置、電柱の色彩の配慮などを工夫する。	配慮事項
	区画は、オープンスペースや緑地が神田川沿いのオープンスペースと連続的なものとなるようにする。	配慮事項
	計画敷地内や周辺に寺社や記念碑などの歴史的資源や樹木などの残すべき自然がある場合は、これらを生かした計画とする。	配慮事項
	区画割によって不整形な土地が生じる場合には、緑地や小広場として活用するなど、地域の良好な景観づくりを図る。	配慮事項
	神田川への歩行者の動線を確保する。	配慮事項
	区画は、建築物等の配置が神田川からの見え方を配慮したものとする。	配慮事項
造成等	地形の大幅な改変を避け、長大な擁壁や法面などが出現しないようにする。	配慮事項
	擁壁や法面では、自然素材等の活用や壁面緑化などに配慮し、圧迫感の軽減を図る。	配慮事項
緑化	事業地内は、できる限り緑化を図り、周辺の景観との調和を図り、潤いのある空間を創出する。	

神田川重点地区の景観づくりの 基準に対する措置状況説明書（土地の開墾、土石等の堆積）

当該行為における景観づくりに関する考え方		
記載欄		
項目	景観づくりの基準	チェック欄
造成等	地形の大幅な改変を避け、長大な擁壁や法面などが出現しないようにする。	配慮事項
	埋立て等の最高高さが周囲の台地部の最高高さを超えないようにする。	配慮事項
	擁壁や法面では、壁面緑化等を行うことにより、圧迫感の軽減を図る。	配慮事項
緑化	造成後の事業地は、緑化を行うなど、できる限り原状に戻す措置を行い、事業地内外の緑が、周辺の公園、緑地等及び散策路と一体となる緑のネットワークが形成できる計画とする。	配慮事項
	緑化にあたっては、周辺の植生に調和した樹種等による緑化を行う。	配慮事項
堆積	敷地内における、堆積の場所を周辺の景観に配慮する。	配慮事項